一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市木屋平字麻衣四五の三六、四五の四一、四五の五一、四五の五四、字市初一七一、一八九から一九一まで、二〇〇の一から二〇〇の三まで、二〇一から二〇四まで、二〇一の二、字樫原一三七の一から一三七の五まで、一三八の一、一三八の二、一四二の一、一四二の二、一四三の一から一四三の三まで、一四五の一、一四五の二、二四一の一、二五四の一、二五四の四、二五五、二五六の一、字太合一、二、四、六、六一の二、六二の二、六六の二、字谷口三四一から三四三まで、三四二の二、三四四の二、三四六、三九六の一、字八幡二六四、二六五、三四四の二、三四五の四
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字樫原一三七の一から一三七の五まで、一三八の一、一三八の二、一四二の一、一四二の二、一四五の一、一四五の二、二四一の一、二五四の一、二五四の四、二五五、二五六の一、字太合一、二、四、六、六一の二、六二の二、六六の二、字谷口三四一から三四三まで、三四二の二、三四四の二、三四六、三九六の一、字八幡二六四、二六五、三四四の二、三四五の四
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百三十九号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年十二月二十五日
　　農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市穴吹町三島字三谷四〇二の一、四〇三、四〇四、四一三の二、四一四、四五八、一三九一、一三九二、一三九五、一三九七、一三九九、一四〇六の一、一四〇六の二、一四〇七、一四一五、一四二七の一、一四三九、一四四〇、一四四八の四、一四四九、一四五〇、一四五二の一、一四六三から一四六五まで、穴吹町古宮字内田二八一、二八五、二九四、二九八、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇一の三、三〇二、三三七、三三八、三四一の二、三四三、三四四、三四六、三四八から三五〇まで、五〇三、五一二、五一四、五一五の二、五一六、五九一の二、五九九、六〇一、六〇九、字喜来一三五、一三五の二、四五二、四五三の二、四五四、字平谷一〇八、一〇九、一一六、一一九の二、一八三の一・二八四・三三五・三四〇・五九一の一・五九二・五九三の一・五九四・五九六・字喜来一三一・一三三・一三九・字平谷七八九（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字三谷四五八・一三九九・一四〇六の一・一四〇六の二・一四一五・一四二七の一・一四三九・一四四八の四・字内田五〇三・五一四・五一五の二・五九一の一・五九一の二・五九二・字喜来一三一・一三三・一三五・一三九・四五二・四五三の二・四五四・字平谷七八九（以上二十三筆について次の図に示す部分に限る。）、字市場九〇の一、一六八、一七〇、字内田二八一、二八二、二八三の一、二八四、二九四、二九八、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇一の三、三〇二、三三五、三三七、三三八、三四〇、三四一の二、三四三、三四四、三四六、三四八から三五〇まで、五一二、五九三の一、五九四、五九六、六〇一、六〇九、字喜来一三五、一三五の二、四五二、四五三の二、四五四、字平谷一〇八、一〇九、一一六、一一九の二、一八三の一・二八四・三三五・三四〇・五九一の一・五九二・五九三の一・五九四・五九六・字喜来一三一・一三三・一三九・字平谷七八九（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年十二月二十五日
　　農林水産大臣　西川　公也

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所
　徳島県美馬市穴吹町穴吹字市場九〇の一・一〇六の一・一四〇六の一・一四一五・一四二七の一・一四三九・一四四八の四・字内田五〇三・五一四・五一五の二・五九一の一・五九一の二・五九二・字喜来一三一・一三三・一三五・一三九・四五二・四五三の二・四五四・字平谷七八九（以上二十三筆について次の図に示す部分に限る。）、字市場九〇の一、一六八、一七〇、字内田二八一、二八二、二八三の一、二八四、二九四、二九八、三〇〇の一、三〇〇の二、三〇一の三、三〇二、三三五、三三七、三三八、三四〇、三四一の二、三四三、三四四、三四六、三四八から三五〇まで、五一二、五九三の一、五九四、五九六、六〇一、六〇九、字喜来一三五、一三五の二、四五二、四五三の二、四五四、字平谷一〇八、一〇九、一一六、一一九の二、一八三の一・二八四・三三五・三四〇・五九一の一・五九二・五九三の一・五九四・五九六・字喜来一三一・一三三・一三九・字平谷七八九（以上十七筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字小島一七九九、一八〇三の三、一八〇五から一八〇七まで・一八〇八の一・一八〇九・一八四六の二・一八八九の一・一八九六の五・二二七三・二三二四・二三四〇の一・二三四〇の二・二三四一・二三四二・二七一三・二七一五・二七四八・二八〇八の一・三〇五九の三・三一一六・三一八の三（以上二十筆について次の図に示す部分に限る。）、一八一一の一、一八二〇の二、一八一四の二、一八一六の二、一八四三の二、一八四四、一八四五、一八四六の一、一八四九、一八五一の三、一八五五、一八八九の一、一八九六の五、二二七三、二三二四、二三四〇の一、二三四〇の二、二三四一、二三四二、二七一三、二七一五、二七四八、二八〇八の一、三〇五九の三、三一一六、三一八の三、穴吹町口山字宮内五六九、穴吹町古宮字内田五六七、五六八、五八四、六二二の二、字北又一二二の一、一二二の三、一四七、一五二、字葛生三八、三九、六八の一、三七二の一から三七二の三まで、五二〇、字生子屋敷三五九、三六一、七四一の二、七六一の一
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　次の森林については、主伐は、択伐による。
　字小島一七九九、一八〇三の三、一八〇五から一八〇七まで・一八〇八の一・一八〇九・一八四六の二・一八八九の一・一八九六の五・二二七三・二三二四・二三四〇の一・二三四〇の二・二三四一・二三四二・二七一三・二七一五・二七四八・二八〇八の一・三〇五九の三・三一一六・三一八の三（以上二十筆について次の図に示す部分に限る。）、一八一一の一、一八二〇の二、一八一四の二、一八一六の二、一八四三の二、一八四四、一八四五、一八四六の一、一八四九、一八五一の三、一八五五、字宮内五六九（次の図に示す部分に限る。）、字内田五六七・五六八・五八四・六二二の二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字北又一二二の一・一二二の三・一四七・一五二（以上四筆について次の図に示す部分に限る。）、字葛生三八・三九（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）、六八の一、三七二の一から三七二の三まで、五二〇（次の図に示す部分に限る。）、字生子屋敷三五九、三六一・七四一の二・七六一の一（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）
2　その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
3　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
4　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を徳島県庁及び美馬市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第二千百四十一号

　森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
　平成二十六年十二月二十五日
　　農林水産大臣　西川　公也